

東海地震に係る新情報体系に伴う静岡県地域防災計画の修正案の概要

(静岡県防災局防災政策室)

H15年5月：「東海地震対策大綱」の策定
H15年7月：「東海地震に係る新たな情報体系」の新設、「地震防災基本計画」の改正

「警戒宣言前からの防災対応WG」で検討；素案のまとめ

検討素案の内容

「東海地震注意情報発表時」の新たな応急対策を計画に記載
警戒宣言発令時の民間事業所の地震防災応急対策の実施内容を明記

注意情報発表時の応急対策

応急対策実施者：県、市町村、防災関係機関、住民、自主防災組織、民間事業所等
応急対策実施期間：注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時から警戒宣言発令までの間又は注意情報解除までの間

住民等の日常の社会生活や経済活動の維持・継続に配慮
地震防災応急対策（警戒宣言時）の円滑な実施のための準備的な措置が基本

県民等の生命・身体の安全確保を図るため、次の観点から応急対策を実施

- a 県、市町村、防災関係機関の防災体制の確保
- b 住民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施
- c 社会的混乱防止のための措置の実施
- d ある程度時間を要する地震防災応急対策の段階的、部分的の実施

応急対策の主な内容は別添資料1参照

警戒宣言発令時の民間事業所の地震防災応急対策

民間事業所の地震防災応急対策の実施内容を明記
(大震法第7条第1項に定める施設又は事業所が実施する事項)

別添資料2参照

【注意情報発表時の応急対策を地域防災計画に記載する際の留意点】

注意情報発表の段階では、住民や事業者等の行為を禁止・制限したり、命令する等の措置を実施することは、法的根拠がなく困難。

行政は、生命・身体の安全確保の観点から、住民や事業者等に対して注意を喚起するとともに、注意情報発表時の応急対策の実施を要請。(住民や事業者の自主的な判断に委ねる)

(記載内容は、「～を要請する。」「必要に応じて～する。」「～することができる。」等の表現を基本とする。)

【注意情報発表時】の主な応急対策の概要

1 県・市町村が実施する事項

【基本的事項】

- ア 防災体制を確保し、情報収集・伝達、広報、社会的混乱防止措置等を実施する。
- イ 必要に応じて、地震防災応急対策の準備的措置又は部分的・段階的措置を実施する。
- ウ 日常業務を継続し、住民等の社会生活・経済活動等の維持・継続に配慮する。

【具体的事項】

ア 防災体制の確保

県は全職員動員態勢（市町村は必要な職員を参集し防災体制確保）

イ 情報収集・伝達、共有化

国・県・市町村・防災関係機関等からの情報収集・伝達及び情報の共有化

ウ 県民等への広報

注意情報の発表内容、県・市町村・防災関係機関等の応急対策内容、交通機関・ライフライン等生活関連情報、不要不急の旅行自粛、緊急貯水、冷静な行動と今後の情報留意、備蓄食糧等の点検、家具等の転倒防止点検等

エ 社会的混乱防止

問合せ・相談窓口の設置、交通渋滞防止・帰宅困難者対策、買占め・売惜み防止、必要に応じた防犯・予防活動・交通規制、防災関係機関との連絡調整

オ 時間を要する地震防災応急対策の準備、段階的・部分的実施

警戒宣言発令後の迅速・円滑な避難が困難な避難対象地区のお年寄りや身体の不自由な方等（災害時要援護者）の事前避難の受入（避難地開設）
水門や陸閘等の点検や閉鎖準備及び施設利用や避難に支障を来たさない範囲で必要に応じて閉鎖の実施

緊急輸送ルート選定作業の準備措置

耐震岸壁等の港湾施設の利用や大型船舶の入港を差し控える要請、船舶の退避準備等の要請、貯木場の貯木の流出・転落防止等要請

公共工事の中止、立入禁止・落下・転倒防止等の保安措置準備又は実施
必要に応じて児童・生徒、社会福祉施設入所者等の帰宅、保護者引渡しの実施

東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備

備蓄物資等の確認、協定業者との連絡体制確保、集積場所開設準備

救急患者を除き外来診療の原則制限、帰宅可能な入院患者の家族への引渡し、他の病院への移送準備、災害時の治療体制確保準備

必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備

2 防災関係機関等（防災業務計画等に定める）

【基本的事項】

- ア 平常の供給、運行、営業を継続する（水道、電力、ガス、通信、鉄道、バス、道路等）。ただし、病院・診療所は救急患者を除き外来診療を制限する。
- イ 必要に応じて、地震防災応急対策の準備的措置又は段階的・部分的措置を実施できる。

【共通に定める具体的事項】

ア 防災体制の確保

防災要員参集、必要な防災体制確保

イ 情報収集・伝達・共有化

国・県・市町村等からの情報収集・伝達及び情報の共有化

ウ 利用者等への広報

注意情報の発表内容、各機関の応急対策内容、交通機関・ライフライン等生活関連情報、不要不急の旅行自粛、緊急貯水等の需要家が取べき行動、冷静な行動と今後の情報留意、地震防災応急対策の内容等

エ 社会的混乱防止

交通渋滞防止・帰宅困難者対策、買占め・売惜しみ防止、県及び市町村が実施する応急対策との連絡調整

オ 時間を要する地震防災応急対策の準備、段階的・部分的実施

備蓄物資、資機材等の点検・確認、必要に応じて施設等の安全措置
広域的な応援の受入れ準備
備蓄物資等の確認、協定業者との連絡体制確保
必要に応じて地震防災警戒本部の設置準備

【個別に定める具体的事項】

浜岡原発は、代替電力確保等の必要な措置、電力の需給状況を勘案しながら段階的な停止措置などの準備的措置

通信は、輻輳が発生した場合の一般通話の制限

公共交通機関は、帰宅困難者対策のための輸送確保、滞留旅客の避難方法確認。旅客列車は平常運行継続。寝台特急（急行）貨物列車は強化地域内へ進入禁止。

病院・診療所は、救急患者を除き外来診療を原則制限、帰宅可能な患者の家族引渡し、他の病院への移送準備。

食料、生活必需品、防災用品・資機材等の取扱店舗は営業の継続に努力

放送機関は、注意情報発表、生活関連情報、住民行動等の必要情報広報

旅客船は、必要に応じて新たな運航を中止可能

3 住民・自主防災組織

【基本的事項】

- ア 日常の社会生活を維持・継続しつつ、家庭内の地震防災対策の点検・確認を実施する。
- イ 必要に応じて、地震防災応急対策の準備的措置又は段階的・部分的措置を実施できる。

【具体的事項】

（住民）

テレビ・ラジオ等により注意情報や生活関連情報等を聴取し、冷静に行動
警戒宣言発令時の迅速・円滑な避難が困難な津波や山がけ崩れの危険予想地
域では、お年寄りや身体の不自由な方等（災害時要援護者）の事前避難可能
備蓄食糧・飲料水、生活必需品、家具等の固定の点検・確認、飲料・生活用
水貯水
不要不急の旅行や出張等を自粛
救急の場合等を除き、外来診療を控える
必要に応じ児童・生徒、社会福祉入所者・通所者、入院患者の引き取り実施

（自主防災組織）

警戒宣言発令時の本部設営に向けての準備（役員等の所在確認、連絡体制の
確保、防災資機材、備蓄食糧の点検・確認等）
住民等に注意情報の発表を周知、冷静な行動の呼び掛け等の実施
避難対象地区内の災害時要援護者の避難行動、避難生活の避難活動の実施

4 民間事業所等（地震防災応急計画等に定める）

【基本的事項】

- ア 顧客・従業員等の安全確保を図りながら、通常の営業等を継続する。
特に、食料、飲料水、生活必需品、防災用品、防災資機材等を取扱う店舗は営業の継続に努める。
- イ 必要に応じて、地震防災応急対策の準備的措置又は段階的・部分的措置を実施できる。

【共通に定める具体的事項】

ア 正確な情報伝達

注意情報発表時の施設利用営業の中止・継続等の基本方針、必要な防災要員・組織体制の確保、利用者・顧客等への注意情報の発表、冷静な行動、施設の応急対策等周知、不要不急の旅行等の自粛、当該施設の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知

イ 警戒宣言の発令に備えての準備措置

情報収集・伝達手段の確認・確保、消防設備等の確認、避難誘導の実施方法、避難地の確認、商品・設備・機器等の転倒・落下防止措置

ウ 避難対象地区内の施設

避難対象地区内の施設は段階的・部分的な利用制限等の準備的措置、避難実施可能

【個別に定める具体的事項】

病院・診療所は、救急患者を除き外来診療を原則制限、帰宅可能な患者の家族引渡し、他の病院への移送準備。

物資等の調達協定を締結している店舗は、協定先との連絡体制確保、協定内容や在庫量の確認等準備的措置

百貨店・スーパー等は、買占め、売惜しみ等による社会的混乱防止措置
危険物等の取扱等施設は、警戒宣言時に実施する応急保安措置の準備。

また、当該措置に相当の時間を要する場合は段階的又は部分的に実施
学校、幼稚園、保育所は、各施設の判断により必要に応じて

避難対象地区内の学校等は避難誘導、帰宅、保護者への引き渡し措置実施

避難対象地区外の学校等でも遠距離通学者等の帰宅、保護者への引渡し

その他の場合でも、授業等を中止し、帰宅、保護者への引渡し準備

社会福祉施設は、各施設の判断により必要に応じて

耐震性等の安全性が確保されている施設は、入所者の入所継続、通所者の保護者への引渡し準備

耐震性等の安全性が確保されていない施設は、入所者・通所者とも保護者への引渡し、他の施設等への移送準備措置

貯木施設は、施設利用に支障を来さない範囲内で、段階的又は部分的に貯木の流出防止、係留柵の強化

動物園では、危険動物の動物舎への収容等の保安措置準備

多数の従業員を雇用する事業所にあつては、遠距離通勤者等の帰宅などの措置を段階的、部分的に実施

【警戒宣言発令時】の民間事業所等の主な地震防災応急対策の概要

【基本的事項】

- ア 原則として、通常の施設利用、営業等を中止する。ただし、耐震性等安全性が確保されている施設は施設利用、営業等を継続することができる。
- イ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施する。

【共通に定める具体的事項】

ア 正確な情報伝達

利用者・顧客等への警戒宣言発令、施設の地震防災応急対策、公共交通機関の運行状況、道路状況等周知

イ 避難対策

施設利用・営業を中止する施設及び避難対象地区内の施設は、顧客・従業員等を避難地等への避難誘導措置

ウ 地震発生に備えての措置

情報収集・伝達手段の確認・確保、施設内の出火防止、設備・機器等の転倒防止、緊急貯水、非常用電源装置確認等

【個別に定める具体的事項】

ア 病院・診療所

救急業務を除き外来診療を原則中止。設備・機器等の転倒、落下防止等の安全確保
災害時医療体制の確保

耐震性が確保されていない施設は、入院患者の他の病院への移送、家族への引渡し

イ 百貨店・スーパー等

耐震性等安全性が確保済み施設は営業を継続可能。物資・輸送手段等の確保
耐震性等が確保されていない施設は営業を中止し、避難誘導措置

ウ 石油類、火薬類、毒物・劇物等の危険物製造、貯蔵、処理、取扱施設

緊急点検・巡回の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置の実施

エ 学校・幼稚園・保育所

生徒等が在校中の場合は、授業等を中止し、帰宅又は保護者への引渡し

生徒等が在宅中の場合は、登校・登園しない

オ 社会福祉施設

耐震性等安全性が確保済み施設は、入所継続。通所者は保護者への引渡し

耐震性等が確保されていない施設は、入所・通所者とも保護者への引渡し、他の施設への移送

カ その他の施設・事業

鉱山施設では、構内作業員への退避措置、集積場等の応急保安措置実施

貯木施設では、貯木の流出防止、係留柵の強化

動物園では、危険動物の動物舎への収容等の保安措置実施

多数の従業員を雇用する事業所は、従業員の退避、帰宅等の安全保安措置実施